

熊本県公報

第10975号
平成15年4月30日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|----------------------|-----------|
| 告 示 | |
| ○保安林の指定 | (森林保全課) 1 |
| ○指定居宅サービス事業所に係る廃止の届出 | (介護保険課) 1 |
| ○農地保有合理化事業規程の変更承認 | (農業振興課) 1 |
| 公 告 | |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市計画課) 2 |
| ○ ” | (”) 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (建築課) 2 |

告 示

熊本県告示第469号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年4月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字松野原字原12、15、26、27
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第470号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成15年4月30日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 |
|--|------------------|------------|
| 社会福祉法人砥用町社会福祉協議会 在宅福祉サービスセンター 下益城郡砥用町永富1510 | 社会福祉法人砥用町社会福祉協議会 | 平成15年3月31日 |

熊本県告示第471号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成15年4月30日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 題名及び本則中「財団法人熊本県農地管理公社」を「財団法人熊本県農業公社」に変更する。
- 2 変更の承認年月日 平成15年4月1日

公 告

熊本県公告第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年4月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
芦北都市計画道路 3・5・3号 本町線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年4月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
芦北都市計画卸売市場 1号 芦北青果市場
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年4月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字袖山1635番81
330.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字須屋2014番地8
西川 礼子